長与町農業委員会会議録

平成２６年７月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年７月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年７月２５日（金）１４時３０分～１７時１０分

２．場所　　長与町役場４階第１委員会室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　山﨑　昌美	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　５番　白﨑　純範　　６番　河内　秀治

第２　　第１号議案　農業委員会長及び職務代理者の互選について

第２号議案　議席の決定について

第３号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第４号議案　農用地利用集積計画について

６．報告事項　　第１～３号報告　農地転用専決処分報告

第４号報告　行事報告

７．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今より平成２６年７月の農業員会総会を始めさせていただきますが、その前に、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上の、１６人全員の出席であることを報告いたします。座って進行させていただきます。

それでは吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

町　長　皆様こんにちは、吉田でございます。平素は長与町行政には、本当に皆さまご支援賜りましてお礼を申し上げたいと思います。今日は農業委員会総会ということで、この総会前に農業委員会の方との新しい体制で、選挙、それから選任、選挙で１１名の方々、選任で５名の方々、合計１６名の方が決まったということでございます。皆様方のお力添えによりまして長与町の農業情勢がますます盛んになって、そして、農業をされている方の所得も上がっていかなければ、また、農業としての地位もきちんとした形で高めていっていただきたいと思っております。

私もこの前、中村法道知事の話があってメモしていたのですが、長崎県の第一産業、農家の生産性は結構上がっていて、全国的に言えば－１７．３％、長崎県は１９．４％ということで、平成１３年から平成２３年の１０年間で農業は伸びているようです。ちなみに長与はどうなのかなと調べてみますと、生産そのものは出ていないのですが、ただ、まんてん、じげもん、すわだの合計収入は、三年間では上がっております。売り上げが上がっているということです。それから、田・畑の面積を見ますと長与町は８７８ヘクタール、８７８ヘクタールの中で耕作面積は６３５ヘクタール、７２．３％そして、荒廃農地を解消して耕作地にしたのが２７ヘクタールです。ただ、再生可能なところがまだ９１ヘクタールありますが、その９１ヘクタールにいかに近づけていくか、農作物の生産地として提案できるか、どう生かしていけるかというところが、今後の課題になっていくかというふうに考えております。以上なことでございますけれども今日は代表者を決めていただくと思います、どうか良い会になりますように、皆様方よろしくお願いいたします。

事務局　ありがとうございました。次に議案の審議に入る前に皆さんに、今日は初回でございますので皆さんにそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。簡単に結構です。それでは仮番号１番の白﨑委員さんの方からお願いしたいと思います。

５　番　皆さんこんにちは、私は斉藤地区から公選で選ばれました白﨑と申します。よろしくお願いします。

６　番　こんにちは、私も同じく公選で選ばれました、西高田の河内です。よろしくお願いします。

８　番　　私は三根平木場地区から公選で選ばれました、柳原厚志と申します。どうか、初めてなので先輩方の方々にお聞きして勉強しながら運営に参加させて頂きたいと思います。

９　番　　嬉里地区の山本です。同じく公選で選ばれました。よろしくお願いします。

１６番　　岡地区の柿本です。よろしくお願いします。

１５番　　百合野地区の公選で選ばれました松尾です。よろしくお願いします。

７　番　　本川地地区の井上です。よろしくお願いします。

２　番　　平木場の辻です。よろしくお願いします。

１３番　　丸田地区の上杉です。よろしくお願いします。

４　番　　岡郷の佐敷・浜崎・前田川内・中通地区の入江武則です。公選で選ばれました。

１１番　　木場大越地区から公選で選ばれました柿本正博です。よろしくお願いします。

１４番　　土地改良区の木場と岡地区の代表で選ばれました浅井です。よろしくお願いします。

３　番　　議会推薦で選ばれました、山口と申します。よろしくお願いします。

１２番　　同じく議会推薦で選ばれました、本川内郷木場の柿本香代です。どうぞよろしくお願いいたします。

１　番　　共済の方でお世話になっております、田中ですよろしくお願いします。

１０番　農協の方からお世話になっております、山﨑ですよろしくお願いします。

事務局　引き続きまして、私を含めて事務局が三名おりますので、自己紹介をさせて頂きます。
では、今年度で三年目になります事務局長の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　係長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　こんにちは、中山と申します。農業委員会は４年目になります、よろしくお願いします。

事務局　以上で挨拶、自己紹介を終わらせていただきます。
本日の総会は改選後、先程も申し上げましたように、初めての総会でございます。従いまして、農業委員会に関する法律第２１条第１項の規定により、委員の一般選挙の後、最初に行われる総会は、市町村長が招集する規定となっておりますので、新会長が決定するまでしばらく町長が仮議長をいたしますので、スムーズな進行となりますようよろしくお願いいたします。それでは、町長よろしくお願いいたします。

仮議長　新会長が決定するまで暫くは町長が行うということですので、それでは、これより平成２６年７月の総会を開催いたします。席順につきましては、現在着席いただいている席を仮議席とさせていただきたいと思います。
次に、同総会規則第１８条の規定により、議事録署名委員の指名をしたいと思います。議事録署名委員に立候補届出受理番号の順で、仮番号１、白崎委員、同じく仮番号２、河内委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。議案の審議に入る前に、委員皆さん方にお断りをいたしますが、同法第２７条によりまして、「総会で行う会議は、議事録を作成して、一般の縦覧に供さなければならない」と規定されております。従って、公開されるということですので、議案の審議内容に沿った、ご発言をいただきますよう重ねてお願いします。また、平成２５年４月の総会議事録から、ホームページに掲載して、どこからでも閲覧可能となっておりますので、併せてご承知置きいただきたいと思います。
ご意見並びに質問等は、挙手をして頂き、議員番号、氏名を言っていただき、そして議長の許可を得てからの発言となります。ご意見並びに質問等の内容によっては、協議会に落とすこともございます。
それでは、議案の審議に入ります。第１号議案、会長及び職務代理者の互選についてを議題といたします。会長及び職務代理者は、同法第５条第２項及び第５条第５項の規定により、委員の互選によって決められることとなっておりますので、指名推薦か選挙による投票かのどちらかを選択していただきます。なお、会長及び職務代理者候補は選挙委員・選任委員問

わず、指名推薦または、投票される際の対象者になることを先に申し上げておきます。それでは、どちらの方法を選択されるか挙手によってまずは決定したいと思います。推薦によるものと、選挙による投票ですね、この二つのいずれかでございます。推薦に賛成される方はまず挙手をお願いします。

【事務局　挙手者を確認中】

仮議長　いいですか、事務局の方は確認をお願いします。よろしいですか。

【事務局　挙手者を確認中】

仮議長　挙手をされた委員が過半数を超えておりますので、会長及び職務代理者候補は推薦としたいと思います。では、推薦方法の一例を申し上げます。選考委員を上地区の本川内・平木場・三根・吉無田郷から２名、中地区の高田・丸田・嬉里郷から２名、下地区の斉藤・岡郷から２名、そして、選任委員から２名の計８名の選考委員で行う方法ですが、これでよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

仮議長　異議なしとのことですので、申し上げた方法で進めさせていただきます。選考委員で決定していただく間、一旦休憩を取りたいと思います。

事務局　少し説明を致しますが、仮議長の町長が申し上げたとおり、各地区２名ずつ選出をしていただきます。お手元に用紙がありますけれど、地区割とお名前を書いておりますので話し合いをしていただきまして、選考委員を決定していただきます。ご協議の程よろしくお願いいたします　。

【選出協議中】

仮議長　ご覧のように、上地区が井上様・柿本様、中地区が山本様・河内様、下地区が白崎様・柿本様、選任が浅井様・山﨑様８名の選考委員が決定されました。これから同じく４階の第

３委員会室で選考委員会を開いていただきます。また、その際に選考委員長を決めていただきたいと思います。それでは、その間暫く休憩を取りたいと思います。

【休　憩】

仮議長　皆さまお揃いになりました様ですので、休憩を解いて会議を再開させていただきます。まず始めに、選考委員長より、報告を宜しくお願いいたします。

選考委員長　選考委員を代表して報告をしたいと思います。会長を田中稔さんにお願いいたします。
職務代理者に辻さんをお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

仮議長　ただ今、山崎選考委員長から会長に田中様、職務代理者に辻様を推薦するという報告がございました。同法第２４条、議事参与の制限に該当しますので、まず、田中委員は一旦退席をお願いします。

【田中委員退席】

仮議長　それでは、お諮りをしたいと存じます。田中委員を会長に決定することに賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

仮議長　全員賛成ということです。ありがとうございます。全員挙手ということで、田中稔委員が農業委員会会長に決定いたしましたので、退室されている田中様の入室を事務局よりお願いいたします。
それでは、田中稔委員が会長に決まりましたので、職務代理者の決定につきましては田中稔会長の方で進行していただくようお願いします。私からは田中稔会長はじめ委員皆さん方のますますのご健勝と、地域農業の指導的役割を含めた農業行政へのお力添えを賜りますようお願い申し上げ、仮議長としての務めを終わらせていただきます。有難うございました。

事務局　これで町長は退席をさせていただきます。これからは、会長に進行していただくことでご

了解をお願いします。

【町長　退席】

事務局　お待たせいたしました。会長が決定したところで、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

議　長　皆さん、改めましてこんにちは。先ほど推薦委員長から報告を受けましたとおり、私がまた会長としてお世話になることになりました。どうか３年間、皆さんと一緒に頑張りたいと思います。皆さんも一緒になって長与町の農業行政にご協力いただきますよう、お願いしまして簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。この先は座らせて、会を進めて行きたいと思います。それでは先ほど、選考委員長から辻末男委員を職務代理者に推薦していただきました。

大変申し訳ございませんが、職務代理者においても同法第２４条、議事参与の制限に該当しますので、辻委員は暫くの間、席をはずしていただいてよろしいでしょうか。

【辻委員退席】

議　長　それではお諮りいたします。辻末男委員を職務代理者に決定する事に皆様方から挙手を求めます。

【全員挙手】

議　長　賛成数が出席委員の全員ということで、辻委員が農業委員会の職務代理者に決定いたしました。退席されている辻委員の入室を事務局より伝えて下さい。

【辻委員着席】

議　長　それではここで職務代理者に辻委員が決定しましたので、就任のご挨拶をお願いします。

職務代理者　私は、過去２期６年、職務代理でお世話になってきましたけれど、今回は是非交代をさせて頂ければ風の流れも変わるだろう、より良い農業委員会もできるのではないかということで、一応は辞退をしたところでしたが、私も承諾をして選考委員さん達にもこれ以上ご迷惑をかける訳にもいきませんので、お引き受けをさせていただき精一杯やらせていただきます。何卒よろしくお願いいたします。いたらぬ点もあろうかと思いますけれども、皆さまからのご指導、ご鞭撻、お力添えの程をよろしくお願い申し上げます。

議　長　次に、第２号議案、議席の決定について議題といたします。議席は同総会規則第５条の規定により、決定することになっております。抽選による方法で決定してもよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議　長　それでは、ただ今から準備をさせていただきますが、委員の皆さんにあらかじめご了承いただくことがございます。会長の議席は１番、職務代理者は２番、そして町長は１７番を先に決めさせていただきます。まずは、くじを引く順番を決めるためのくじを引いて下さい。事務局お願いいたします。

事務局　このくじを引く順番は、今お座りの仮議席の順番で引いていただくようお願いします。
これは、くじを引く順番を決めるためのくじになります。くじを引かれている間に申し上げますが、過去、議席番号の４番がありませんでした。４という番号が今まであまりよろしくなかったようですが、他の執行機関には４という数字があります。ですから、今回から新たにということで４番を入れております。そういうことでご了承下さい。

議　長　今、引いて頂いた順番で実際の議席の番号が決まりますので、もう一度引いていただくということになります。
次に議席を決めるくじを引いていただきます。よろしいでしょうか。

【くじ引き】

議　長　くじを引き終えたようですのでその番号の席に着席して下さい。なお、移動する際は名札を持って、名札は議席の上に置いてある番号立ての内側、ご本人側に名前が見えるように差し込んで下さい。

【着席　完了】

議　長　　これからは、３号議案から順次進めて参りますが、その前に付属機関及び任意団体役員の決定、互助会規約などの説明を事務局から受けてから、その他の議案に専念したいと思います。では、ここで一旦休憩を５分間取ってからまた再開いたします。

【休　憩】

議　長　　では、休憩を解いて会議を再開いたします。先ほど申し上げましたとおり事務局より説明をお願いいたします。農業委員さん方は町の附属機関の委員も兼務してもらうようにもなっておりまして、それについてご説明をさせていただきます。

事務局　　県に長崎県農業会議という団体があるのはご存知ですね。この目的をご説明すると、各県ごとに設置されている機関ですが、市町村に置かれている農業委員会と、日頃から密接な関係がありまして、農業に関わる事業や諮問機関としての役割を担っております。会議員によって構成されていますので、今回、会長になられた田中稔様に必然的に会議員のお一人になっていただくようになっております。

二点目ですが、お手元に資料をお渡ししておりますが、１枚目、順番に置いていますが、長与町農業振興協議会規則、これが農林水産課所管の付属機関としての、長与町農業振興協議会がございます。町の農業振興計画の樹立及び農業振興に関する事業の推進などを審議・調査することを目的としています。その委員を２名選出していただくことになりますが、委員構成は農業委員会の委員の立場で委嘱することになっているようです。過去、農業委員会の会長と職務代理者が当てられているとお聞きしておりますので、諮っていただきたいと思います。

議　長　　皆さまにお諮りをしたいと思います。事務局の説明に対して、従来通りか、選出方法を変えるか、ご意見を伺いたいと思います。どなたかご意見はございませんか。例えば、会長職なくていいのでないか、そのようなこともお考えであれば、含めてご検討いただきますようお願いいたしておきます。

議　長　　どなたか、ご質問はございませんか。

【従来通り行う、賛成、異議なしの声あり】

議　長　　皆さん方も従来通りでという考えでよろしいでしょうか。

【異議なし、賛成の声あり】

議　長　　それでは従来通りでということですので、私と職務代理者の辻さんで当たることにいたします。次を、事務局からお願いします。

事務局　　付属機関として長与町経営・生産対策推進会議がございます。資料では２番目になります。その会議の委員に１名選出することになっていますが、農業委員会の会長が構成員となっていますので、そのまま進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

内容につきましては会議では関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者が連携・調整を行い、本町の事業を持続的、発展に必要な事業を計画的に推進することを目的としています。これも資料がございますので後ほどご覧下さい。

次に、これも同じく付属機関として長与町地域農業再生協議会がありますが、行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦力作物の生産振興や米の受給調整の推進、地域農業の振興を図ると共に、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的としています。この委員構成は、農業委員会の会長と職務代理者が構成員となっていますので、これもお二方決まっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、協議会等の委員については最後になりますが、任意団体の長与町農作業労働災害対策協議会、以前は「みかん採収栽培」と言っておりまして、農作業中に怪我、災害等に遭遇した時に保険適用を行うための労災保険事務組合の母体組織でありまして、皆さまご承知とは思いますので、一部省略させていただきますが、その役員に会長と他５人の委員を推薦することになっています。従来の決め方は、選挙委員からの地区代表を、本川内地区、平木場・三根地区、吉無田・高田地区、丸田・嬉里地区、斉藤・岡地区のそれぞれの地区から一人ずつ計５名、お願いしております。また、協議会の会長は農業委員会の会長が兼務することになっております。

議　長　　会長以外の委員は、事務局が申し上げた決め方でよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議　長　　ここでしばらく休憩といたしますので、各地区ごとに話し合って下さい。公選委員さんより選ぶということになっております。宜しくお願いいたします。各地区、集まって話し合いをして下さい。

【休　憩】

議　長　　それでは休憩を解いて会議を再開いたします。決まったようですので、各地区から発表をしてもらいます。それでは本川内地区から報告して下さい。

１１番　　柿本正博です。

議　長　　次に、平木場・三根地区からお願いします。

２　番　　柳原厚志さん。

議　長　　次に、吉無田・高田地区お願いします、

１５番　　松尾義徳です。

議　長　　次に丸田・嬉里地区からお願いします、

９　番　　山本純博。

議　長　　次に斉藤・岡地区お願いします、

５　番　　白﨑純範。

議　長　　各地区決まりましたので、それでは各地区担当委員さんよろしくお願いをいたします。それでは事務局からお願いいたします。

事務局　　事務局からお知らせがございます。長崎県農業会議からのあっせんがございまして、ご存知と思いますが全国農業新聞の購読のお願いをしております。従来からの委員さんには購読

をお願いしておりますが、そのまま続けていただくということで、今回、７名の方々の新委員さんに購読をしていただきたいということでございます。それについては各全国の農業会議がありまして、各県市町の農業委員さんがどのくらい購読されているか、また、各県市町の農業関係者の方々がどの位、購読されているかとのこともありますので、是非、長与町も他の町同様に、申し込みをお願いしたいと思います。これについては、もう少し会長の方より説明があれば、よろしいでしょうか。

議　長　　今年度、県農業会議から新規で、７名の方の購読をお願いしますとのことで話があっております。７名ということで今回、購読をしていただければ助かるのですが、更に、ご本人以外の農業者の方に購読を呼びかけていただければと思っています。宜しくお願いいたします。

事務局　　まだ、会議の折に改めてお話をさせていただきます。今日は他のものも含めて時間がございませんので、ちょっと急ぎ足で進めさせていただきますので併せてご了承いただきます。また、その他と致しまして、長与町農業委員互助会規約等がありまして、資料でお渡ししておりますが、幹事・会計・監査等について。監査は２名です、そのように決めていただくようになっております。農業委員さんの中で。

議　長　　はい。今事務局より説明があったとおりです。それでは、幹事さん１名、これはお世話役で、この委員会の中でのことです。会計１名、そして監査を２人立候補か推薦をもって決めることにいたします。まず立候補はありませんか。

【立候補無し】

議　長　　無いようですので推薦をお願いします。
どなたか推薦していただく方はいらっしゃいませんか、どなたも推薦いただけなかったらこちらの方でご指名いたしますがそれでよろしいでしょうか。できれば、各委員さんからご指名していただきたいのですが、どなたかお考えはございませんか。こういう方法でもいいですよ、というご意見はございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もご意見ご質問が出ないので大変申し訳ございませんが、こちらからご指名をさせてい

ただきます。時間を取るような案件でもありませんので、ご指名された方は素直にお受け下さい。よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　幹事に、山﨑委員よろしいでしょうか。

１０番　　はい。

議　長　　会計に新しい委員の中で柿本香代さん。よろしいでしょうか。

１２番　　はい。

議　長　　監査委員、河内委員、よろしいでしょうか。

６番　　はい。

議　長　　前していた人がいれば言って下さい。名前を呼ばれたら言って下さい。それから、新しい方で上杉委員。よろしいでしょうか。

１３番　　はい。

１０番　　会長、ちょっといいですか、私、前１回したことがあって、任期があと１年で、そうなるとまた来年決めないといけないことになりますが。

議　長　　そうでしたか、その間だけでもしてもらえないですか。

１０番　　はい。

議　長　　またその先は、来年考えていいですので、４名の方にはお世話になりますが宜しくお願いいたします。それでは、式次第に従って進めて行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【はいの声あり】

議　長　　それでは第３号議案、農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明を受けますが、改選があって議員さん方も半数近く代わっておりますので、先に申し上げておきますが、この３条議案に限らず、提出された議案は事務局からの説明に関連して補足説明をいただく場合、所在する土地、属地と申し上げますが区域を特定していただく公選で選ばれた委員さんから説明をしていただくようになっております。それでは事務局からの説明をお願いいたします。

事務局　　郵送いたしました議案書はございますか、１ページをお開き下さい。順を追って説明をして参りたいと思います。よろしいでしょうか。整理番号８（３の１）。申請地が、長与町平木場郷（地番）、畑、面積は５７０㎡、農地区分は、農用地区域外の１筆でございます。申請者は、譲渡人が長与町三根郷（地番）、（氏名）さん。　譲受人は、長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄をご覧下さい。栽培は基より管理も大変難しいこともあって、今回の贈与での申請に至っております。譲受人の耕作地は、贈与予定の面積を含め、田・畑を併せて２０，９９０㎡です。労働力は、ご夫婦・ご両親含めた４人です。都市計画域外になります。

土地の所在地を説明致しますので２ページをお開き下さい。地籍図で場所を示していますが、見にくいかと思っていますがご了承下さい。県道長崎多良見線上に川平と本川内方面とに分かれている交差点があります。緑色で塗っている道路ですが、そこから本川内方面に向かって行きますと、途中（店舗名）が、左側に見えます。その手前から、右側に急に折れた赤色の町道を入り、更に途中から右に曲がって、紫色のその他の道路を３０ｍ程行った道路に沿った、約５０ｍ弱程の細長い土地になります。この地籍図に青色で標示しているところです。尚、途中から右に曲がらずにそのまま行きますと、（施設名）裏手になります。

以上、申請者・土地に関することを申し上げましたが、議案等はこの３条に限らず、前もって必要な書類等を求め、申請者から事前審査を常にしております。そこで総会に挙げるべきかを事務局で判断しております。本日は改選後、初回ということになりますので、最初に提出された議案等につきましては、法的な説明を加えて参りたいと思います。また、総会時の時間がある時には勉強会等をやっておりまして、そういう時には、是非、時間をかけてやっていきたいと考えております。今、申し上げましたことを担当者よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局担当　　お疲れ様です。これから毎月いろんな議案が出てきまして、ご審議していただく訳ですけ

れども、主立ったものについて、新たなパターンが出てきた場合は、それぞれについての概要の説明と委員さんとしての対応の説明を併せしていきたいと思います。資料を今回机にお配りしておりますホッチキス止めの３枚目、農地法第３条についてご覧下さい。下にページ番号が打ってあります。座って説明をさせていただきます。

それでは今回の議案の農地法第３条許可申請については、この１ページ目で資料を読んでいく形で説明いたします。まず、農地法第３条許可申請とは何かということですが、農地について耕作目的で売買したり、贈与したり貸し借りを行う場合の手続きです。

畑をするという目的で買ったりする場合ですね、※印ですけれども、他市町の農地であれば譲渡人や譲受人が長与町民であっても、申請先はその農地がある市町になります。つまり、この農地がある場所の市町にこの許可の申請が出るということになります。※印の二点目ですけれども、この３条でも貸し借りは出来るのですが、貸し借りについては後ほど議案でも出てきます、農用地利用集積計画、長与町農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に基づく申請が行われることが多いです。これはまた、後ほど説明いたします。

具体的な手続きの流れですが、まず申請書の受付が月１回、１０日～１４日の時期に事務局に提出されます。そして事務局で基本的な事項の書類のチェックをします。そして、アンダーラインですが、委員さんについては担当の農地のある地区の委員さんに現場確認をお願いします。申請地区担当農業委員申請者代理人、そして事務局による現地確認をいたします。だいたい総会が２５日前後なのですが一週間前頃実施します。担当委員さんへは事務局から電話で連絡します。

そして現地で待ち合わせて目視調査となります。この場合特に持って来るもの等はありませんが、特に必要な場合はこちらから連絡します。その後、農業委員会総会での審議、今回ですけれども、先ず、事務局により概要説明後現地確認を行った委員さんによる説明があります。その後、各委員さんより意見を求める形で審議していただいて問題が無かったら許可することになります。その後事務局で申請者へ許可書を発行します。これが一連の流れです。

次の○ですが、主な許可要件、これは事務局で確認します。まず、申請農地を所有されている農地全てが効率よく耕作されること、これは、新しく買ったり譲り受けたりする、受け手の方ですが全て耕作されているか、そして、受け手の申請者の世帯員等が農作業に常時従事すること、そして、次アンダーラインですが申請農地と現在耕作している農地を合わせて下限面積以上であること、これは、受け手の方が現在持っている畑と、これから取得する畑の合計が一定面積以上なければいけないということです。具体的には、下限面積が市町によって異なっていまして、長与町の場合、３０アール、３反となっています。持っている畑と今回、取得する畑の合計が３０アール３反以上なければいけないということです。そして、申請農地の周辺の地に悪影響を与えず地域と協力して、営農を行うこともこれも求められます。

最後に審議のポイントですが、譲受人の方に注目していただいて、その方が新たに農地を習得したとしてきちんと営農を行うのが可能な方かという点を見ていただければと思います。３条については以上です。

議　長　　ただ今事務局より３条についての説明がございました。そこで地区担当委員さんからただ

今の案件について、補足説明があればお願いします。

２　番　　はい。２番辻です。１８日に現地の立ち会いをいたしました。（譲渡人）さんと（譲受人）さんのお父さんは兄弟で皆さんよくご存じだと思いますが、そういう関係で、野菜畑を実家の方から贈与されているそうです。お母さんもずいぶん年を取られて、農業も出来ないようになられていますし、（譲渡人）さんも学校の先生をされていましたが、現在は、学校を退職されて別の所で生活されています。今まで、農業の経験が無いものですから、今回、実家の方に返したいという申し出の様です。現地を見てみますと、丁度中間くらいに少し近所の人が借りてトマトを植えていて、後は除草管理で綺麗にされておりました。（譲受人）さんは、長与農協に勤務していましたので、退職された後、みかん、水田、それから落葉果樹など手広く、非常に熱心に頑張っておられます。宜しくお願いをいたします。

議　長　　ただ今地区委員さんからご説明が終わりましたが、皆さま方から何かご意見ご質問等ありませんか、何もご質問なかったら、ご意見ご質問並びに審議を終了いたしますがよろしいでしょうか。

【意見・質問無し】

議　長　　提出された農地法第３条の許可申請については許可することに合意ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことなので、許可することに決定いたします。
次に、第４号議案農用地利用集積計画についての説明を事務局よりお願いいたします。

事務局　　はい。第４号議案になりますけれど、先程説明した席図の次のページ、１枚めくって、１ページをご覧ください。同じく朗読と説明をいたします。第４号議案　農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２６年７月２５日長与町農業委員会会長、田中稔。
提案理由としまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の決議を求められたので提案するということになっていまして、議案として、町長から農業員会に提出された申請に対し総会で審議を行うことを目的としています。この議案は、この後、個別に説明をしていきます。次の、２ページと３ページは規定内容、４ページは申

請があった面積をその都度記載しているページになりますので、割愛させていただきますので後ほどお読みください。

５ページをお開き下さい。では、個別の利用権設定を説明します。利用権の設定を受ける者の氏名、及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、面積は３,００８㎡。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は野菜です。平成２６年８月１日から２８年１２月３１日までの２年５ヶ月間、年間の借り賃は２２，０００円です。備考欄の左下に新規と継続のどちらかに〇を付けているところがあります。今回の申請が初めての契約ですので新規に〇が付けてあります。土地の所在・位置説明をしますが、第３条の許可申請で説明を致しました契約の相手、中身が審議のかなめとなりますので、詳細までの位置説明は致しませんのでご承知願います。

７ページをお開き下さい。本川内郷の〇〇バス停、（施設名）の上部ですが、そのバス停から赤色の町道を６４０ｍ程行った場所で、青色で表示しているところになります。この道路をそのまま行きますと、県道長崎多良見線の（施設名）の手前に出てきます。利用集積も最初の一件目ですので、３条でご説明したように法的な説明を付け加えさせていただきます。

事務局　先ほど、３条の説明の際に使いましたホッチキス止めの資料の２ページ目をお開きください。農用地利用集積計画についてですが、先ほどの３条の際に農地の貸し借りを３条でも出来ると申し上げましたが、より簡易に農地の貸し借りを行う制度として、農業経営基盤強化法に基づき、各市町が定める農用地利用集積計画に定める、長与町農業経営基盤強化促進に関する基本的構想に計画を作成しておくことが必要です。利用集積計画と言われているものです。

３条との貸し借りと比べて、農用地利用集積計画によるメリットは農地法第３条の申請に比べ簡易な手続きで農地の貸借を行うことが出来ます。また、利用集積計画に基づく申請で貸し借りを行った場合、期間を定めるのですが、契約が終了した時点で契約が自動的に解除されます。ですから、安心して貸せるというメリットがあります。続いて手続きの流れですが、この利用集積計画は町が定めるものですので、まず申請書、議案書の、先ほどの申請書になりますが、５ページの方です、こちらを農林水産課が受け付けます。そして町側、農林水産課が農用地利用集積計画を作成する形になります。それが今回、議案として挙がってきているものですが、農業委員会総会において内容の審議をします。決定については３条の時と同様に審議が必要です。貸し借りを行う農地の地区担当委員さんにも意見を求めます。

先ほどの３条の場合は、現地立ち会いの場を設けたのですが、利用集積は立ち会いの場は設けておりません。ただし、担当委員さんには農地の状況の把握をお願いしています。その後、問題ないと思われた場合は、貸し借りの契約が成立したとのことを、町側に報告し公告をもって決定されたということを周知いたします。ちなみに、賃貸借権は使用貸借権とは異なり、一定額の賃料を払うことになりますが、両人との契約する上で、金銭で無くても現物、採れた作物でも構いません。また、使用貸借は無償での貸し借りとなります。２ページは以上ですが、３ページ目をお開き下さい。農業委員さんに農地の貸し借り料が幾ら位になるの

か、ご相談があると思います。以前は小作料というのがあって金額がほぼ決まっていたのですが、今はそれに特別の決まりはありません。その代わり毎年の平均額をこちらに示しておりますので、参考にしていただければと思います。以上です。

議　長　　只今の事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補則説明はありませんか。

１１番　　ここは、オリーブ部会が今まで借りていて、今度、（借主）さんに代わったのではないかと思います。（借主）さん本人は一生懸命野菜を作っておられますし、問題ないと思います。

議　長　　只今、委員さんからの説明が終わりましたが、皆様方からご意見ご質問等はありませんか。

５　番　　よろしいですか、今の話を聞きますとオリーブ園を伐採して改植してから野菜畑に変えるという事ですか。

１１番　　いいえ、そうではないです。オリーブ部会が、いや、ブルーベリー部会が借りて野菜を作っていました。

議　長　　他に、ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　無いようですのでこれでご意見ご質問並びに審議を終了いたします。説明に対して許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので許可することに決定をいたします。引き続き、利用集積に入りますが、提出されているこの４件全てが、同じ委員さんの担当地区になりますので、一括して事務局から説明を受け、併せて地区委員さんから補則説明をさせていただきます。それでは事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

まず、利用権設定内容の２件目から５件目まで先に説明いたします。そしてまとめて最後に、土地の位置説明をします。

８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、面積は１，１０２㎡、使用賃借権、具体的な作物はみかんです。同じく（地番）、畑、面積は１，６１１㎡、使用賃借権、具体的な作物は柿、合計面積２，７１３㎡です。２筆とも、平成２６年８月１日から３６年７月３１日までの１０年間です。先程、申し上げたように新規になります。

３件目をご説明いたします。１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、面積は３８㎡です。使用賃借権、具体的な作物は、野菜、同じく（地番）、畑、面積は１,４７２㎡、使用賃借権、具体的な作物は同じく野菜、合計面積は１．５１０㎡です。２筆とも平成２６年８月１日から３１年７月３１日までの５年間です。これも同じく新規になります。

４件目です。１４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、面積は６９３㎡で使用賃借権、具体的な作物は野菜、同じく（地番）、畑、面積は４５１㎡、使用賃借権。具体的な作物は同じく野菜、合計面積１，１４４㎡です。２筆とも、平成２６年８月１日から３１年７月３１日までの５年間です。新規になります。

５件目です。１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん。長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）、利用権を設定する土地は、長与町平木場郷字枯木尾（地番）、畑、面積は２４５㎡、利用権の種類は、使用賃借権、具体的な作物は野菜です。平成２６年８月１日から３１年７月３１日までの５年間。これも同様に新規になります。

一応これで利用設定は終わりまして、今度は土地の位置説明をいたします。１０ページの方に戻って下さい。先ほど説明いたしました、８ページの２件目の利用集積になります。（地番）から説明致します。三根交差点から少し○○方面に行きますと、左側に（施設名）に入る道路がございますが、もう一つ先の道路から左に入り、赤色の町道を行き、そして、二股になったら場所から紫色のその他の道路に更に行った、青色で表示しているところになります。（施設名）に入る道路を起点として７００ｍ程の距離になります。

次に、２筆目、（地番）です。隣の１１ページをご覧下さい。平木場郷の○○橋の二つ先のバス停、○○バス停、地籍図では一つ目の○○バス停しか表示していませんが、この地籍図の丁度真ん中辺りになります。青色で塗っている川をまたぐ手前が、申し上げたバス停です。そこから川をまたぎ赤色の町道の先の、青色で表示しているところになります。先程申し上げた表示している方の○○バス停からの距離は、７００ｍ程の距離になります。

次に、３件目になります。１８ページをお開き下さい。３件目から５件目までの位置を一括して地籍図に落としていますので、多少見にくいと思いますが、利用集積の内容と見比べながらご覧下さい。先ず、１２ページの３件目の土地です。（地番）からです。地籍図の左

下の平木場郷の○○橋から、川を渡らずに赤色の町道を行きますと、途中、二股になった道路がありますので、左側をまた、そのまま真っ直ぐ更に行きますと、（地番）のすぐ上の道路、赤の矢印で示して、道路左側の小さな青色で表示しているところです。距離は、○○橋を起点として５５０ｍ程になります。次に、２筆目の（地番）です。先程の１筆目の斜め右下の青色で表示しているところになります。

４件目も５件目も１８ページの位置図で説明いたします。１８ページをお開き下さい。１４ページの４件目の位置です。これも２筆ありますので１筆目の枯木尾（地番）からです。３件目の位置説明で申し上げた、小さな畑、（地番）の左上の川に沿った場所、そして、２筆目の（地番）が１筆目の横の川をまたぎ、斜め右上の赤色の町道の右横二つ目の筆です。それぞれ、青色で表示しているところです。次に、１６ページの５件目です。同様に１８ページですが、この地籍図では中央より少し下になります。赤色の町道が左側の川を渡っています。その道路を少し行った左側が（地番）の畑です。そのまま通り過ぎると、墓地に行くことが出来ます。以上で説明を終わります。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補則説明があればお願いします。

２　番　　２番辻です。８ページの貸主さんの（氏名）さん、こちらのご夫婦は、当初、畑を広範囲に耕作されていたんですが、体調が悪くなられたこともあって、貸したりして耕作面積の縮小を余儀なくされています。残りの畑の管理は親戚の方にお願いされています。現在、管理されているのが梨畑で約６，０００㎡余りと、家の周りで梨の一部と桃等です。それから（地番）です。荒れかけている状況ですが、借り手の（氏名）さんが耕作できるようにするということです。

それから次の、１２ページの申請者、借主の（氏名）さんですが、退職をされた折から野菜作りを始められて、直売所の「じげもん」にも販売をされている方で、今回、本格的に野菜作りをするために計画をされています。それから、１４ページの（氏名）さんの農地ですね、本人はもとより、家族にも農業する人がいないものですから、同じ申請者が野菜を作りたいとのことでした。それから、１６ページ、貸し手の（氏名）さん、この方は（借主）さんの兄貴の奥さんです。大きな怪我をされた後は（借主）さんが手伝っていましたが貸借を結び、実家から相続を受けている土地、１７０㎡程と今回貸借する面積を併せた３，０６９㎡で、下限農地面積をクリアして正式に経営者になることからからの申請であったことを申し添えておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局　　先程、事務局から説明致しましたが、８ページをご覧になっていただけますでしょうか。

２件目の利用集積になりますが、事務局の方で分かっている範囲で利用権の設定を受ける側の（氏名）さんのことで追加説明はありませんか。

事務局　（２件目借主）が今回、長与町の農地を借りるのは初めてです。農家台帳を出していただいていますので、その記載によると、貸し主の（氏名）さんが所有する諫早市多良見町のみかん畑を既に、５反ほど貸借の契約をされ、年間の耕作日数は２００日と書かれています。
それに合わせて、今回、長与町の土地でも借用していきたいとのことです。

議　長　只今、担当委員さんと事務局から補足説明がございましたけど、皆様からご意見ご質問はありませんか。

５　番　私も（２件目借主）さんには一度会ったことがあります。この方は外海出身の方で、以前から農業をしていきたいとの考えをもっておられたようでしたので、やる気はあるようです。溝上さんのところに行った時に会っています。そのような状況でした。

議　長　ありがとうございました。他に御質問はありませんか。

５　番　それともう一ついいですか、（１件目借主）さんについては定年後野菜作りに専念されていて、現在、じげもんの会員さんです。非常に熱心に作られていますので、問題ないと思います。

議　長　他にありませんか。無かったらご意見ご質問並びに審議を終了いたします。よろしいでしょうか。

【はいの声あり】

議　長　まとめて説明いただきました。４件とも問題はないようですが、許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議なしとのことですので許可すること決定いたします。これで議案については終わります。
次は日程第３の報告事項に移ります。報告事項については、審議する議案では無く、事務

局の専決事項として総会で報告をお願いします。報告事項ではありますが、委員さん方からお尋ねしたいこともあるかと思いますので、その際は事務局の対応よろしくお願いします。それでは報告を事務局からお願いします。

事務局　はい。１件目のですね、農地法第５条の届出になりまして、別資料の平成２６年７月農業委員会報告事項というものがありますけれども、よろしいでしょうか。それでは申し上げます。

１ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出でございます。１.当事者の氏名、住所、職業。使用貸人は（氏名）さん。住所は長与町高田郷（地番）、農業。使用借人は（氏名）さん。長与町高田郷（地番）、会社員。ご両人は親子になります。２.土地の所在等。長与町高田郷（地番）、地目は台帳、現況とも畑です。所要面積は１９３㎡、土地の所有者は使用貸人と同じでございます。３.転用計画。転用の目的は、住宅建築に伴う用地でございます。転用の目的に係る事業または施設の概要につきましては、木造瓦葺２階建、建築面積は８２.０７㎡になります。４.申請日は平成２６年７月８日。５.専決処分の日は平成２６年７月１４日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２６年７月２５日、長与町農業委員会事務局長、松本廣。

届出の場所を説明いたします。２ページの方をお開きください。ここのすぐ近くにですね、榎の鼻交差点がございまして、それからですね、赤色の町道を（施設名）方面に向かって１５０メートル程行きますと、ゆるやかな右カーブがございます。そのカーブの右側が、届出の場所となっておりまして、地積図では青色で表示している所になります。届出地の前の宅地が、使用貸人の自宅となります。この届出につきましては、１つ目の届出になりますので、先ほど事務局が申し上げたように、事務局から説明をもう一度させていただきます。

事務局　先ほどから説明をしております資料の４ページ目をお開き下さい。今回報告事項に３件出ております、農地法４条５条の届出についてなんですけとも、まず、農地法４条５条とは何かということですけれども、これは農地転用の手続きになります。そして、４条と５条の違いですけれども、４条が矢印に書いてあります、所有者自身が農地を、農地以外に転用する場合が４条です。そして５条が矢印の２番目で、農地を農地以外に転用するために権利の移転・設定を行う場合。これは農地転用のために人に売ったり貸したり、登場人物が売り主と買い主等２人以上出て来る場合が５条です。例えば夫婦間ですとか親子間の場合でも、名義を変える場合は、４条ではなく５条の対象になります。

続いて、届出についてですけども、通常の農地法第４条５条の農地転用は、農地を農地で無くする重要な申請ですので、県知事の許可制になります。この、通常の農地転用申請の場合は、議案が出た際に説明をします。それとは異なって、今回は、転用の届出となっております。なぜ届出なのかというと、１番、都市計画法上の市街化区域内の農地を転用する、これに該当するために届出になっております。都市計画法上で、市街化を促進するべき区域として、市街化区域というものがありますが、その中にある農地は、転用も比較的し易いとい

いますか、許可がいらないという形になっております。今回はそれにあたるのですが、２番でもう一つ、農地の所有者自身が、自身の農業上の利用のため、２アール未満の農業用施設設置のために転用する場合。これは、畑に農業用の倉庫を建てたりだとか、そういったもので２００㎡未満であれば農地転用の許可はいらない、届出という形になります。届出の場合においても、他法令の制限に該当しないか、資格者にあらかじめ確認をとっていただく必要があります。農地転用の届出だからといって、他の法律では別に縛りがありますので、そちらの方はクリアしていただく必要があります。

そして、届出の流れですけれども、まず届出書の受付です。これは事務局で随時受け付けています。そして内容のチェックをした後に、事務局で現地確認に行きます。これは立ち会いは必要ありません。そして、事務局長の専決事項で届出の受理書を発行します。そしてこの場合は、専決事項で受理が出来るので、今回の場合は事後報告ということになります。農業委員会の報告事項で事後報告をします。事後報告なんですけれども、届出地の地元委員さんを中心に、意見や質問の有無等の確認は行います。以上です。

議　長　　ただ今、事務局からのいろんな説明、報告がありましたが、１件目の件につきまして、皆さん方から何かお尋ねする事はございませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も質問が無いようですので、続けて報告をお願いします。

事務局　　はい。３ページの方をご覧下さい。２件目も同じく農地転用専決処分報告書、農地法第５条による農地転用届出を報告します。

１.当事者の氏名、住所、職業。譲渡人は（氏名）さん。長与町三根郷（地番）、会社員。譲受人は（氏名）さん。長与町三根郷（地番）、自営業。２.土地の所在等。三根郷（地番）、地目は台帳、現況とも畑、面積は１４７㎡です。土地の所有者は譲渡人と同じでございます。３.転用計画、転用の目的は、住宅建築に伴う用地でございまして、転用の目的に係る事業または施設の概要につきましては、木造瓦葺２階建、建築面積は８１.４２㎡となっております。売買による所有権の移転でございます。これは県道長崎多良見線の拡幅工事が現在なされておりますが、そのことに伴う住宅の移転補償ということでございました。これは正式な工事名を申し上げますと、長崎県都市計画事業、吉無田三根線街路改築工事ということになっております。４.申請日は平成２６年７月１１日。５.専決処分の日は２６年７月１４日。以下同様ですので省略をさせていただきます。

届出の場所を説明いたします。４ページをお開きください。この地籍図には載せておりませんが、長与ニュータウン登口手前、橋を渡って、それから左に曲がって本川内方面に参りますと、○○バス停がございます。そのバス停の前の、（店舗名）がございますけれども、

その真裏が移転場所ということで、地図では青色で表示している所になります。以上でございます。

議　長　　２件目の報告がございましたが、何かご質問等はございますか。

【意見・質問無し】

議　長　　何もなかったら、続けて報告をお願いします。

事務局　　はい。５ページをお開き下さい。同じく３件目も報告させていただきます。１.当事者の氏名、住所、職業。譲渡人は（氏名）さん。長与町高田郷（地番）、農業。譲受人は（氏名）さん。西彼杵郡時津町西時津郷（地番）、会社員。２.土地の所在等、長与町高田郷（地番）、地目は台帳は田、現況は宅地でございます。所有面積は３２０㎡、仮換地の面積で申し上げれば、２０７㎡です。実際の宅地面積となります。土地の所有者は譲渡人と同じでございます。３.転用計画、転用の目的は、住宅建築に伴う用地でございます。転用の目的に係る事業または施設の概要につきましては、木造ガルバリウム鋼板葺２階建です。建築面積は８１.８７㎡です。４.申請日は平成２６年７月１１日。５.専決処分の日は平成２６年７月１４日。２件目同様省略をさせていただきます。

届出の場所を説明します。６ページの方をお開きください。榎の鼻の土地区画整理事業はご存じのことだと思います。現在はまだ地籍図等で紹介することが出来ませんので、この計画図の方でお示しをさせていただきます。赤矢印の先が、届出の場所になるわけですが、区画整理中ですので、先ほど言いましたように仮換地という風な言い方をいたします。当然住所が必要ですので、正規の住所確定までは、この場所は（街区番号）という表示になっています。簡単ですが、説明を終わります。

議　長　　ただ今５条の説明が終わりました。皆さん方から何かご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　質問が無ければ、行事報告等がございますので、事務局はよろしくお願いします。

【この後、平成２６年７月報告事項の説明が行われた。】

これで、本日の議案並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。